

我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月28日

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

我孫子市教育委員会告示第4号

本 文 別 紙

我孫子市部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市立中学校設置条例(昭和39年条例第10号)第2条に規定する中学校(以下「中学校」という。)における部活動の段階的な地域移行について検討するため、我孫子市部活動地域移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について検討することとする。

- (1) 中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備に関すること。
- (2) その他中学校における部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、我孫子市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ関係団体を代表する者
- (2) 文化関係団体を代表する者
- (3) 中学校の学校長
- (4) 中学校に在籍する生徒の保護者代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出する。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第3号に該当する者を除く。)が会議に出席したときの報償は、1回につき3,500円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。